

第十六回国会 郵政委員会 議 録 第六号

昭和二十八年六月二十七日(土曜日)
午後一時五十四分開議

出席委員

委員長

田中綾之進君

理事

大上 司君

理事

船越 弘君

理事

吉田 賢一君

小林 絹治君

武知 勇記君

井手 以誠君

木村 武雄君

出席國務大臣

郵政大臣

塚田十二郎君

出席政府委員

郵政事務次官

飯塚 定輔君

郵政事務官

(郵務局長)

松井 一郎君

委員外の出席者

郵政事務次官

大野 勝三君

郵政事務官

(郵務局長)

増森 孝君

郵政事務官

(郵務局長)

竹下 一記君

郵政事務官

(郵務局長)

同

第一類第十三号

一三四一(号)
同月二十三日

勝岡簡易郵便局を無集配特定郵便局に昇格の請願(持永義夫君紹介)

(第一四四一(号))

北別井に無集配特定郵便局設置の請願(田中萬逸君紹介)

(第一四四二(号))

同月二十四日

下川崎郵便局に集配事務開始の請願(佐藤善一郎君紹介)

(第一五〇一(号))

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会申入に関する件

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

郵便物運送委託法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

○田中委員長 これより開会いたします。

去る六月二十二日本委員会に付託になりました郵便法の一部を改正する法律案、及び郵便物運送委託法の一部を改正する法律案の両案を一括議題として審査に入ります。両案の提案趣旨について、政府の説明を求めます。塚田郵政大臣。

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「又は印紙の売さばき」を、「印紙の売さばき、国

民貯蓄債券の売さばき、買上若しくは償還」に改める。

第三十一條第一項第一号中「五十円」を「五十五円」に、「十五円」を「二十円」に改め、同項第二号中「六十五円」を「七十円」に、「十五円」を「二十五円」に改め、同項第三号中「八十五円」を「九十円」に、「十五円」を「三十円」に改める。

第四十四條第一項中「又は航空郵便」を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の規定により納付すべき書留料は、第五十八條第五項第二号の規定にかかわらず、損害要償額が千円をこえるものについても三十五円とする。

第五十二條第一項中「又は航空郵便」を削る。

第五十三條第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定により納付すべき書留料は、第五十八條第五項第二号の規定にかかわらず、損害要償額が千円をこえるものについても三十五円とする。

第五十六條中「差出」の下に「運送」を加える。

第五十七條中「航空郵便」を削る。

第六十條第二項の次のように改め、同条第三項中「四十円」を「五十円」に改め、同条第五項を削る。

速達の取扱は、郵政大臣の定める地域に於ける郵便物(重量四キログラムをこえる第一種郵便物並びに重量四キログラムをこえ、又は長さ、幅及び厚さの合計が一メートルをこえる小包郵便物を除く)につき、これを定めるものとする。

第六十條の二を削る。

附 則

I この法律は、昭和二十八年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

○塚田國務大臣 ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この法律案につきましては、去る第十五回特別国会に提出いたしましたので、同一内容のものを再び提出いたしましたものであります。

改正の要点といたしましては、本年一月十五日から改正されました鉄道小荷物運賃との調整等をはかる目的で、小包郵便物の料金を改正いたしたものと、航空郵便制度を速達郵便制度に統合してこれを合理化する等、若干の制度の改善をいたそうとするものであります。

まず小包郵便物の料金改正につきましては、鉄道小荷物運賃との均衡をはかるために、昭和二十六年六月から従来の均一料金制を地帯別料金制に改正

められていたとき。

第七條に次の但書を加える。

但し、郵政大臣において、郵便物の運送等の委託を受けた者がその業務を誠実に執行し、且つ、その者に当該業務を継続して行わせることが郵便事業の円滑な運営のため有利であると認める場合は、その者の同意を得て、これを更新することができ

る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○塚田國務大臣 ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この法律案につきましては、去る第十五回特別国会に提出いたしましたので、同一内容のものを再び提出いたしましたものであります。

改正の要点といたしましては、本年一月十五日から改正されました鉄道小荷物運賃との調整等をはかる目的で、小包郵便物の料金を改正いたしたものと、航空郵便制度を速達郵便制度に統合してこれを合理化する等、若干の制度の改善をいたそうとするものであります。

まず小包郵便物の料金改正につきましては、鉄道小荷物運賃との均衡をはかるために、昭和二十六年六月から従来の均一料金制を地帯別料金制に改正

する。

郵政事務官

(郵務局長)

同

第一類第十三号

郵政委員会議録第六号

昭和二十八年六月二十七日

第一類第十三号

郵政委員会議録第六号

昭和二十八年六月二十七日

第一類第十三号

郵政委員会議録第六号

昭和二十八年六月二十七日

第一類第十三号

郵政委員会議録第六号

昭和二十八年六月二十七日

第一類第十三号

郵政委員会議録第六号

昭和二十八年六月二十七日

第一類第十三号

郵政委員会議録第六号

昭和二十八年六月二十七日

第一類第十三号

郵政委員会議録第六号

昭和二十八年六月二十七日

第一類第十三号

郵政委員会議録第六号

昭和二十八年六月二十七日

して参つたのでありますが、今般去る一月十五日から鉄道小荷物運賃が改正されましたのに伴ひまして、小包郵便料金をこれと均衡のとれた料金に改正しないときは、本来鉄道に差出されるものが郵便に差出されることとなり、ひいては書状、はがき等の重要郵便物の送達にも支障を及ぼすおそれがありますので、小包郵便物は比較的軽量、容積の軽小なものを主とし、鉄道小荷物は重量、容積が多大なものを主とするのが本来の姿と認められることと、従来近距離は郵便の方が鉄道より比較的高く、遠距離となるに従つて郵便の方が鉄道より非常に安くなつていて、均衡を失っている点を勘案いたしまして、重量、容積の軽小なものと及び比較的近距離あてのものの上上げ率はできるだけ低率にし、一面、重量、容積が多なものや、遠隔地あてのものの上上げ率は比較的高率とすることとし、これらの総平均約一割の上上げ率にとどめるようにいたした次第であります。なお小包郵便物中、速達小包郵便物の取扱いは非常に手数を要します関係で、その速達料は現行の四十円を五十円に引上げることといたしたいのであります。

しかしながらこの間の関係を利用者において判断して利用するということがきわめて困難であり、適当でないと思われまして、これを速達郵便制度に統合いたしまして、速達とした第一種及び第二種郵便物については、航空路によつて運送する方が速達するより運送することといたそうとするものであります。この場合、航空運送のための料金はいらないことといたしておきます。

次は速達郵便物の配達地域を實情に即するように郵政大臣が定め得ることとするものであります。現行の速達郵便物の配達地域は法律により、配達郵便局から陸路四キロメートル以内の場所と規定せられておりますが、このように全国画一的に規定することは実情に即しない点がありますので、これを地況に即し、郵政大臣が定め得るものとすること、また速達小包郵便物の重量、容積を取扱ひ上支障のないように、若干縮小することにいたそうとするものであります。

その他といたしましては、書留とした郵便物を転送または還付した場合、受取人または差出人が納付する書留料を現行よりも引下げまして、すべて最低額の三十五円のみとすること、及び無料郵便物に、郵政省において行なう民貯蓄債券の売りさばき、買上げ及び償還の事務に関する郵便物を追加したそうとするものであります。

以上でこの法律案の提案理由の説明を終りますが、何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いする次第であります。

次に郵便物運送委託法の一部を改正

する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律案につきましては、去る第十五回特別国会に提出いたしました国会の解散によつて不成立となりましたので、再び提出いたしましたものであります。法案の内容は軽微な点を若干改めたもので、前回の案とほとんどかわりございません。

改正の要旨といたしましては、郵便物の取集め、運送及び配達を運送業者等に委託して行なう場合に必要と定められ、現在これに基いて運営されているのでありますが、郵便事業の特質並びにその後における諸情勢の推移にかんがみまして、事業の円滑な運営を確保するため、次の二点につきまして改正をするほか、一部条文の整理をいたしたのであります。

第一点は、現行の鉄道、軌道、定期自動車、定期航路事業等、一般運送施設を郵便物の運送に利用する場合の運送料金は、郵便物運送委託法第五条の規定によりまして、郵便物の運送原価に公正妥当な利潤を加えた金額を基準とし、運輸大臣が郵政大臣と協議して定めることになっておりますが、各業者ごとに原価を算定することは技術的に困難でありますので、運輸省告示によりまして、各業者に対し共通に適用される確定額の運送料金となつているのであります。また郵便物運送委託法第五条の適用を受けない運送事業についても、たとえば路線を定めない貨物自動車運送事業等については、従来この統制による最高運賃制が廃止されまして、道路運送法第八条の規定によつて、その認可運賃は適正な原価に適正

な利潤を加えた確定額をもつて定めることとされているのであります。以上のように、運送事業の運送料金が法令等によりまして、確定額をもつて定められているものを郵便物の運送等のために利用しようとする場合には、競争に付しても無意味でありますから、このような場合には運送施設の運行回数、時刻あるいは郵便物保護に対する信用度等を考慮して、適格な者に隨意契約によつて委託することができるよう改正しようとするものであります。なおこのように改正することに第一項第四号の、鉄道、軌道等について、その数が当該区間に二以上ない場合においてのみ隨意契約によることのできる旨の規定は必要となりませんので、廃止いたすことになりました。

第二点は、郵便物の運送等の契約期間は、郵便物運送委託法第七条の規定によりまして四年以内とされておりましたが、期間の更新はまつたく認められていないのであります。しかしながら郵便物の運送等の受託者は、第一に郵便物の安全な取扱ひについて良心的かつ信用のある者であること、次にこの業務は正確な運行を必須の条件とするものでありますから、業務を完全に遂行し得る能力と積極的な熱意を有する者であることを必要とするのであります。従いましてこれが受託者の選択にあつては、慎重を期さなければならぬと同時に、委託を受けた者は、業務の正確な運行を確保するためには責任者はもちろん、現場の従業員に至るまで、積極的かつ長期にわたる努力と訓練とを必要とするのであります。ところが現行法によりまして契約期間終了と

もに、あらためて競争契約によることとなつており、期間満了後、はたして継続して業務を執行することができないか不安定なもので、契約期間満了期の近づくにつれて業務遂行の熱意を失わしめることとなる等、不都合の点が多いのであります。以上のような点にかんがみまして、契約期間中、業務を誠実に執行したと認められる受託者については、その者に継続して委託する方が郵便事業の円滑な運営をはかる上に有利であると認められるときは、契約期間を更新することができるよう改正をしようとするものであります。

なお、郵政大臣が隨意契約により郵便物の運送等を委託する場合においては、会計法第二十九条但書の規定にかかわらず、大蔵大臣に協議することとを要しない旨第四條第一項に規定されておりますが、会計法第二十九条但書の改正に伴ひまして、この条項は必要となつたので、これを削除しようとするものであります。

以上まことに簡単であります。郵便物運送委託法の一部を改正する法律案の提案理由の概略を説明申し上げた次第であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○田中委員長 これより郵便法の一部を改正する法律案の質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許します。吉田賢一君。

○吉田（賢一）委員 郵便法の一部を改正する法律案について御質問いたします。現在郵政省が小包郵便を扱ひまして得ている総収入額は、年間幾らでありますか。この改正の結果はどのくら

いの収入増になりますか。まずこの点について御説明をお願いします。

○松井政府委員 こまかな正確な数字はちよつと今探しておりますので後ほど申し上げますが、大体年間に小包郵便による収入は三十億四百万円であり

ます。

○吉田(賢)委員 何年度ですか。

○松井政府委員 二十七年です。それで新しくこの料金を改正することに

よりまして、われ／＼が増収を期待して

しておりますのは、大体年間を通じて

三億四千万円ばかりでございます。

○吉田(賢)委員 今御説明になりました

提案理由の一ページに「鉄道小荷物

運賃との調整をはかる目的で」という

ことが改正の理由になつておるよう

ですが、鉄道運賃の値上げにつきま

して、われ／＼は相当強力な反対をして

おつたのであります。運賃調整とい

うことはどういふ趣旨になるのです

か。この点について御説明願ひたい

と思ひます。

○松井政府委員 鉄道の小荷物と小包

郵便というのは、おの／＼料金のかけ

方も若干は違つておりますが、大体同

じような仕事を内容としてやつてお

るわけでありまして、そこで従来この両者

はあるバランスをもつてやつて来たの

であります。御承知のように今年の一

月一日以降、鉄道は全面的に一割二、

三分の値上げになつたのであります。

われ／＼の方の小包も実際問題はコス

トの面において、やはりその程度の増

額は当然要求されております。他面

取扱ひの分野を考へてみますと、郵便

局のやつております小包郵便というの

は——大体郵便局は信書の送達を主体

といたしまして、その余力でもつて小

包郵便をやつておるといふようにな

つておられます。それが両者の

ある程度のバランスが乱れますと、従

来鉄道に流れて来たものが郵便の方へ

非常にたくさん流れ込むというよう

なことのために、先ほど大臣からの御説

明にもありましたように、かえつて本

来の通信事業の運行に好ましくない影

響を持つといつたような面もあら

あります。それと同時に広い意味にお

いて二つの分野の料金体系というもの

は、大体において調整をとつてやつて

いる方が、バランスとしてもいいので

はないかという意味で、調整という言

葉を使つてあるわけでありまして。

○吉田(賢)委員 ちよつと前へもど

りますが、年間三億四千万円の増収であ

りますが、これに伴ひます経費の増額

というものは差引いた計算であります

か。

○松井政府委員 それは別にそのため

の経費というものを差引いてあるわけ

ではございません。

○吉田(賢)委員 しかば純益は大体

どのくらいになるのですか。

○松井政府委員 これは純益というこ

とになりますと、小包郵便というもの

は個々の原価計算というものをして行

かなければならぬ問題だと思ひます。

それにはいろいろ考へ方がございま

して、小包郵便の原価にどれくらいを

けるとか、いろいろ問題がありま

して、その問題の見方によつてそのコス

トもかわつて来ると思ひますので、今

こではつくりとした原価を申し上げ

て、これだけのネット収入があるとい

うことを申し上げる数字を残念ながら

は全体として一つのバランスをとつた

経営をしておるといふことが大きな主

眼点になつておられて、個別計算と

いうものについては、これだけもうか

つているとか、これだけ赤字だといふこ

とのために、料金をさむという形

は従来とつておらない次第でありま

す。

○吉田(賢)委員 私の伺いたいのはそ

ういう点ではなくて、年間三億四千万

円の収入増になつたとおつしやるのは、

諸経費の増を含んでおる、こういう御

趣旨の答弁があつたので、諸経費の増

があるならば、当然聞かなければなら

ない。あなたの方は特別会計になつて

おりますから、実際の純収増はどの

なるか、こういう趣旨でありまして、

原価計算をお尋ねするという意味では

ないのであります。

○松井政府委員 これは私どもの方に

入つて来る料金収入だけをとりまし

て、その程度ふえるであらうというこ

とを申し上げておりました、このため

にしかば一体どれだけ支出が増加す

るかというふうなお話でございま

す。この料金はただ値上げだけであり

ますから、値上げから直接出て来るわ

けではございません。

○吉田(賢)委員 総平均一割の値上げ

となつておりますが、総平均一割とい

う根拠は大体何かよりどころ、妥当性

があるのですか。

○松井政府委員 これは鉄道の小荷物

運賃が大体一割二、三分今年の一月以

降上つております。それと大体バラン

スをとるという意味で一割程度を目

にしたわけでございます。

○吉田(賢)委員 鉄道運賃の値上げが

するといふことは、どうも何か自主的

な根拠がはつきりしない感じがするの

です。もう少しその辺はみずからの妥

当性はないのですか。単に鉄道運賃の

値上げというのでは、今度二割値上げ

すると二割、三割値上げすると三割上

げるといふことになつて、みずからの

使用料と申しますか、対価と申しま

すか、それをきめる基準として独自性

がないと思ひますが、いかがですか。

○松井政府委員 私どもの考え方とし

ては、小包郵便というものは大体にお

いてやはり鉄道に委託され、あるいは

その他の輸送機関によつて運行されて

おります。そういうもののコスト自身

が大体一割以上の値上げといふこと

は、結局こちらに響いて来るわけであ

りますから、こちらの小包のコストに

もその影響を及ぼつておられますとい

うことが一点と、それからさつき申し

ました鉄道の運賃とのバランスがくず

れますと、所によりまして従来鉄道で輸

送されていたものが、不必要にある局

に集中するといふような弊害も来すの

で、なるべくならばこれとバランスを

とつて行つた方がいゝのじやないかと

いう考え方をございます。

○吉田(賢)委員 鉄道の小包は、鉄道

あるいはマル通などで扱つていられる

と思ひますが、郵便局は非常にたくさん

な扱い箇所があつて、その方が一般民

衆には便益は多いという感じがするの

ですが、鉄道に小包を追いやつて、な

るべく郵便局の窓口を狭くする、扱

いささか民衆へのサービスを狭くする

といふことに帰着することになりはし

ませんか。そういう考え方はいかがで

すか。

○松井政府委員 私どももいろいろそ

ういう点も考へまして、鉄道と競合し

ないような部面についてはほとんど値

上げしてありません。市内小包その他

につきましては、ただ鉄道と両方せり

合つていて、どちらを利用してもいい

という部面につきましては、両方の運

賃の立て方があまり開きがでるとい

うのも、先ほど申し上げましたような

弊害もあらわれますので、その辺の調整

をとつたといふことでございます。

○吉田(賢)委員 この運賃料の件です

が、現行四十円を五十円に引上げた。

二割引上げですが、この根拠はどうい

うところですか。

○松井政府委員 現在御承知のように

普通郵便の運賃料というのは二十五

円に引上げておられます。これははき

一枚を速達にいたしましたもそれだけ

な小包を持つて参ります。ところが

小包といふものは、実際に運行してい

る面から見ても非常にバランスを失

つていないか、ほんとうの原価計算的

な意味から申しまして、もつとこれは

高くないかといふ一つの問題で、そ

して利用者の方にとりまして、小包にお

ける速達というものは非常に効果があ

るのでございまして、現に昨年度に比

べまして私どもはこの一年間に東京市

内あたりにおきましては、ほとんど速

達小包が昨年度の倍にふえておると

いふような状況になりまして、そのこ

とが従業員の労苦その他に非常に響

いておるわけでありまして、そこでわれ／＼

もこれはそういう効用価値から見ても

も、コストの上から見ても、確かにま

だこの点については若干値上げしてい

いのじやないかといふようなわけで、

従来四十円だったのを五十円にしたい、かように考えたわけでありました。

○吉田(賢)委員 全国で年間小包の扱い数量ないしは目方にしたらどのくらいになりますか。

○松井政府委員 個数で申し上げさせていただきますが、個数でございます。と、四百百万個余りでございます。

○吉田(賢)委員 大臣にひとつ伺いたいのですが、先ほど御説明になりました速達郵便物の配達区域の問題であります。これは御説明によりまして、配達郵便局から陸路四キロ以内の場所、さらにこれを実情に即して地況に應じ、郵政大臣は若干縮小するという方針らしいのですが、これは郵政サービスという大きな観点からいたしまして、むしろ拡大するという方向に何らかの措置をとるということが積極的であり、もしくは発展的であり、郵政の根本精神に沿うというふうに思うのですが、この点いかがですか。

○塚田国務大臣 お尋ねの点の縮小いたしました考え方のものは、そこにも書いてございますように、これは速達小包郵便物の重量、容積が、速達ではちよつと扱いにくいという程度になつております。その方を縮小するという考え方でありますので、配達区域を縮小するという考え方はないのであります。配達区域はむしろ実情に即して、これよりもちよつと広げたいという考え方であります。

○吉田(賢)委員 現在は航空便の利用というものは相当されているのでしよるか、その上昇率、趨勢をひとつ伺つておきます。

○松井政府委員 御承知のごとく日本

に終戦後航空便を始めましたのは、たしか一昨年の秋ごろだつたと思ひますが、当初のころは飛行機のダイヤが非席に不安定であつた関係上、飛行機が必ずしも予定時間通り出でたらなかつたということもありまして、航空郵便の利用があまり多くなつたのであります。ところが今年になりましてからは、日航のダイヤが非常な正確度を持つて運航されております。航空郵便の利用につきましても、これに伴つてふえております。しかしもちろんふえている中心点は、東京、札幌とか、東京、福岡とか、遠距離が中心になつております。

○吉田(賢)委員 この値上げによりまして三億四千万円が利用者の負担に歸します。これは基本的な考え方としたしまして、かなり広範囲に民衆の利用する制度であります。国民の生活費もしくは生活の上に、若干負担が重なつて行くというふうなわれ／＼は判断するのですが、その辺についてはどうお考えになりますしよるか。四千一百万の個数でありますから、一人一個という事で四千一百万人です。これを一年に五回というふうな回数という計算をいたしますと、やはり千万人以上ということになりますので、それは相互に負担問題になる。生活の上に影響を受けるような階層の人々へ、若干生活費重圧という傾向がある問題ではないかと考えるのですが、その辺はいかがでしよるか。

○塚田国務大臣 何を上げます場合に、そういうことは一応考えられるのであります。郵便料金というものの大衆に利用されておる建前からすれば、御指摘の通りだと思ひます。ただ高いか高くないかということは、そういう観点からばかりもきめてはなりませんので、やはり同じようなものを鉄道と郵便とで運んでおります場合に、おのずから運んでおる分が、また運んでおる数量もあつて、それがこの運賃の改正をいたしましたために、郵便の方にばかり寄つて来るということになります。かえつてそのことが、現在の郵便物の数をもつて運んでおります場合に、本来の郵便物の運送を妨げるというふうなことになる。困るからということ、やはりこれは値上げをして、そういうおそれがあるからといつて、均衡を失つてうんと上げるといふことは、事務の性質上いけなから、一つは小包貨物の鉄道便の運賃の値上げの率にもらひ合せたり、また一つには今度の改正そのものの自体についての妥当性をにらみ合せて、この程度に値上げをした、こういうふうに御了承を願ひます。

○吉田(賢)委員 最後にもう一点お尋ねしておきます。国営事業というものは、特に国民の大多数の利用をなす企業その他の事業につきましては、できるだけ軽い国民の負担において、できるだけよいサービスをするということ、これは、国営事業の将来性のためにも最も重要な問題であらうと考えるのです。そこで郵政事業のごときは八千万民衆が利用するものでありますから、国民の利用度は鉄道以上と見て間違ひありません。われ／＼は郵便と切り離れた生活は一日もできないのであります。従つて政府の郵便による対価的な所得が少しも上るといふことは、よ

ほど重要な理由のない限りはしないという根本方針、根本原則がなければならぬと私も考えます。官庁が、国が、政府がやつておるのだから、国会の三時間なり五時間の審議で、さつさと値上げができるのだということになりましたら、これは根本態度としてたいへん問題が生ずると思ひます。従つていささかでも国民の負担が加わるというときには、よほど慎重な精密な数字、各般の情勢を判断いたしましたして結論を得て、その上でさうな問題の処理に当らねばならぬ、こう考えるのであります。いろいろ御研究になつたものと申します。また前国会においても衆議院を通過したように聞きますので、私はこの際控えておるものであります。が、そういうことについては非常に進歩的な大臣ですから、いろいろとお考えがあると思ひます。どういふふうにお考えになつておりますか、伺つておきたい。

○塚田国務大臣 国営事業に対するもの考え方、吉田委員の御説もたゞ同感であります。そういう状態であるからして、現にこの郵政事業の特別会計をごらんくださいまして、ほとんど一ぱいということになつておりました。今度の全通の値上げのような場合にも、すぐにあのわずかなものを外部から仰がなければならぬ、こういう状態になつておる。しかも二十八年度の郵政事業特別会計には、これによる増収も見込んでおる。これは、これに利用者の負担というふうにはなつておらぬ、こういうふうにお承願いたします。

○吉田(賢)委員 終ります。

○片島委員 この三億四千万円くらいの収入増というのは、私は今年度の予算をまだ調べておりませんが、今年度提出された予算にはそれが計上してあるのですか。

○塚田国務大臣 その通りでございます。これは計上してあるのでござい

○片島委員 七月一日から実施せられるように書いてありますが、七月一日からの収入増が三億四千万円、こういうふうになるというのですか。

○松井政府委員 私から補足的にお答えさせていただきます。三億四千万と申しますのは、年間を通じての歳入増と見込んでおります。従ひまして七月一日からいたしますれば、大体第一・四半期がそのまま済みでおりますから、その四分の一程度は少なくなつて来なければならぬわけでありまして、大体その程度を見込みまして、現在の予算の方へ見込んであります。

○片島委員 何でも、この郵便料金でも小包郵便でも同じでありますし、値上げをしますと、当初は利用がある程度減少するのが普通であります。が、小包郵便の場合でもやはりその点はちやんと考えておられるかどうか。

○松井政府委員 大体そのまゝの計数をとりましますと、三億六千万円くらいになるわけでありまして、二千万円程度の利用減というものを考へて、一応年間の数字を三億四千万円というふうに立てたのであります。

○田中委員長 速記をとめてください。

○田中委員長 速記を始めて。

これにて郵便法の一部を改正する法律案の質疑は終了いたしました。これより討論に付します。

○櫻内委員 本案につきましては討論を省略し、ただちに採決あらんことを望みます。

○田中委員長 ただいまの桜内義雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。

これより郵便法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○田中委員長 起立総員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

（拍手）

なおお諮りいたします。本案に関する衆議院規則第八十六条の規定による報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めまして、さようとりはからいます。

○櫻内委員 この際皆様に動議としてお諮りしたいと思ひます。目下労働委員会において審査中の、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会に最も関係の深い法案でありますので、連合審査会を開会するよう、委員長より労働委員会にお申入れ願ひ、そのように取運ぶことを動議として提出いたします。

○田中委員長 ただいまの桜内君の動

議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めまして、さよう決しました。

本日はこれにて散会いたします。次回公報をもつてお知らせいたします。

午後二時四十二分散会

〔参照〕

郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月一日印刷

昭和二十八年七月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局